

江府町訓令第 10 号

江府町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

江府町長

白石 祐治

江府町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

江府町産後ケア事業実施要綱（令和 2 年 4 月 1 日江府町訓令第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(利用者) 第 3 条 事業の利用対象者は、次に掲げる要件を備えているものとする。 (1) 町内に住所を有していること。 (2) 乳児が健康で日常生活に支障がないこと。 (3) 生後 1 2 か月までの乳児及びその母親であり、<u>産後ケアを必要とする者、又は流産や死産を経験して1年以内の産婦であること。</u> <u>(利用期間、利用回数)</u> 第 5 条 <u>母子ダイケア事業又は母子ショートステイ事業を利用できる回数は、利用対象者である乳児が生後1年に達する日の前日までの間において、原則として一世帯あたり 7 回までとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めた場合は、7 回を限度として必要最小限の範囲内で延長することができる。</u> <u>2 母子ダイケア事業の1回あたりの利用時間は8時間を上限とする。</u> <u>3 母子ショートステイ事業の利用は宿泊を伴うものとし、1 回あたりの利用時間は 16 時間を上限とする。この場合にあつて、第 1 項に規定する利用回数は 2 回と算定するものとする。</u> <u>4 母子ダイケア事業及び母子ショートステイ事業の利用について、相互を組み合わせ利用することは妨げない。</u> (実施報告及び委託料の請求等) 第 1 0 条 委託機関は、事業を実施した月の翌月の末日までに、江府町産後ケア事業実施報告書（様式第 7 号）及び<u>請求書</u>（様式第 8 号）を町長に提出するものとする。	(利用者) 第 3 条 事業の利用対象者は、次に掲げる要件を備えているものとする。 (1) 町内に住所を有していること。 (2) 乳児が健康で日常生活に支障がないこと。 (3) 生後 1 2 か月までの乳児及びその母親であり、<u>家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられず、かつ、母親に産後の体調不良又は強い育児不安があるなど、特に支援が必要であると認められること。</u> <u>(利用回数)</u> 第 5 条 <u>事業を利用できる回数は、原則一世帯あたり年間 7 回までとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めた場合は、7 回を限度として必要最小限の範囲内で延長することができる。</u> (実施報告及び委託料の請求等) 第10条 委託機関は、事業を実施した月の翌月の末日までに、江府町産後ケア事業実施報告書（様式第 7 号）及び委託料請求書（様式第 8 号）<u>並びに江府町産後ケア事業請求明細（別紙）</u>を町長に提出するものとする。

様式第7号（第10条関係）

江府町産後ケア事業実施報告書

用者住所			
用者氏名		子の氏名	
誕生年月日	年 月 日	子の月齢	か月
用 期 間	☐ 母子デイケア	年 月 日～ 年 月 日 (うち 日)	
		利用日 ()	
	☐ 母子ショートステイ	年 月 日～ 年 月 日 (日間)	
指導の内容 当するもの で囲んでく い。)	(1) 産婦の母体管理 (2) 生活面の指導 (3) 乳房管理 (4) 沐浴 ^{もく} 指導 (5) 授乳等の育児指導 (6) 乳児の成長、発達、養育等に関する指導 (7) その他必要な保健指導 (具体的な内容)		
産師実施 果・所見	※必要に応じて別に資料を添付すること。		

上記利用者に対し、産後ケア事業を実施したので、実施結果を報告します。

年 月 日

江府町長 様

所在地
名 称

様式第7号（第10条関係）

江府町産後ケア事業実施報告書

利用者住所			
利用者氏名		子の氏名	
利用期間	年 月 日 (午前 ・ 午後 時 分) から 年 月 日 (午前 ・ 午後 時 分) まで (回分)		
	・デイスサービス 日 ・ショートステイ 泊 日		
保健指導の内容 (該当するもの を○で囲んでく ださい。)	(1) 産後の健康管理及び生活面の指導 (2) 乳房管理 (3) 沐浴、授乳等の育児指導 (4) 乳児の世話、発達・養育等の確認と相談 (5) その他必要な保健指導 (具体的な内容)		
その他 連絡事項			

上記利用者に対し、産後ケア事業を実施したので、実施結果を報告します。

年 月 日

江府町長 様

所在地
名 称

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

請求書

一金 円也

ただし、これは令和 年 月分産後ケア事業委託料として

内訳

（生後 3 か月以内）

○デイケア事業

@ 円 × 回 = 円

（多胎）乳児追加分

@ 円 × 回 = 円

○ショートステイ事業

@ 円 × 回 = 円

（多胎）乳児追加分

@ 円 × 回 = 円

（生後 4 か月以降 1 2 か月未満）

○デイケア事業

@ 円 × 回 = 円

（多胎）乳児追加分

@ 円 × 回 = 円

上記のとおり請求します

令和 年 月 日

江府町長 様

所在地

名称

代表者氏名

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

委託料請求書

江府町長 様

金 円

上記のとおり請求します。

年 月 日

請求者 印

記

1 委託業務名 江府町産後ケア事業

2 請求金額

請求年月	利用世帯数	金額
年 月	世帯	円

3 請求内訳 別紙のとおり

削除

(別紙)
江府町産後ケア事業請求明細 (年 月分)

	利用者氏名	内容	金額
1	(母)	デイサービス 《4ヵ月未満》 円×(回)	円
	(児)	多胎児 円×(人)×(回)	円
		《4ヵ月以降》 円×(回)	円
	(児)	多胎児 円×(人)×(回)	円
	(児)	ショートステイ 円×(回)	円
		多胎児 円×(人)×(回)	円
2	(母)	デイサービス 《4ヵ月未満》 円×(回)	円
	(児)	多胎児 円×(人)×(回)	円
		《4ヵ月以降》 円×(回)	円
	(児)	多胎児 円×(人)×(回)	円
	(児)	ショートステイ 円×(回)	円
		多胎児 円×(人)×(回)	円
3	(母)	デイサービス 《4ヵ月未満》 円×(回)	円
	(児)	多胎児 円×(人)×(回)	円
		《4ヵ月以降》 円×(回)	円
	(児)	多胎児 円×(人)×(回)	円
	(児)	ショートステイ 円×(回)	円
		多胎児 円×(人)×(回)	円

附 則
(施行期日)
1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。